



新潟県労働委員会
不当労働行為

ネットで秋厚労ニュース ID shukouro
http://www.shukouro.net/ パスワード 0188643341

秋厚労ニュース

メール syukoro-kyosen@w3.dion.ne.jp

NO1828号

2018年3月5日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349

救済申し立て一部認定

新潟県 厚生連労働組合

新潟県労働委員会は、2014年10月に新潟県厚生連労働組合から出されていた、新潟県厚生連に対する不当労働行為の救済申し立てについて、2018年1月25日に、一部を認める救済命令を出しました。

新厚労が申し立てた不当労働行為

- ① 会（経営者）が管理職を使って脱退勧奨の行為や組合批判の文書配布などをさせたこと
- ② 会が新厚労に新採用者名を知らせず加入活動を妨害したこと
- ③ 会が採用職員を、第二組合加入へ誘導したこと

新潟県労働委員会が出した救済命令

1. 柏崎総合医療センターのリハビリテーション科技師長が申立組合からの脱退を勧奨する文書配布を行ったことを確認、上司の立場を利用して組合からの脱退を促すもので不当労働行為と認めた
2. 新採用者については、採用日前までに通知義務があることから、組合への通知を行うこと
3. 会に対し、今後、このような行為を繰り返さないとする趣旨の文書を交付し、すべての事業所の見やすい場所に掲示する

新潟県労働委員会が却下した部分

会が組合を批判する文書等の配布に関与したとする部分は、事実認定できる十分な立証がなかった

三條新聞2018年1月26日より抜粋

不当労働行為は許されない

新潟県厚生連には、2つの労働組合があります。新潟県厚生連労働組合（以下、新厚労）と新潟県第一労働組合（以下、第二組合）です。今年1月、新潟県労働委員会が、新厚労から出されていた新潟県厚生連に対する不当労働行為の救済申し

立てについて、一部を認める救済命令を出しました。**新潟県厚生連は再審査を求めた**

労働委員会は、柏崎総合医療センターのリハビリテーション科技師長が新厚労からの脱退を勧奨する文書配布を行ったことを確認。上司の立場を利用して組合脱退を促す不当労働行為と認めました。

また、新潟県厚生連に「新厚労に新採用者の通知をすること」、「再発防止を約束する文書を全事業所に掲示すること」も指示しました。「再審査」を求めました。

新厚労は記者会見で「不当労働行為は許されず、一部とはいえ認定された意義は大きい。正常な労使関係の下で地域医療を守り、労働環境を改善していきたい」と発表しました。新潟県厚生連は命令を不服として、「再審査」を求めました。